

改正後

別表第一（第二条関係） 案内標識		
〔略〕 警戒標識	〔略〕	規制標識
種類	番号	表示する意味
〔略〕	(305の2)	交通法第八条第一項の道路標識により、特定の最大積載量以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用自動車」という。）以外の普通自動車、専ら人を運搬する構造の準中型自動車（以下「準中型乗用自動車」という。）以外の準中型自動車及び専ら人を運搬する構造の中型自動車を運搬する構造の中型自動車（以下「中型乗用自動車」という。）以外の中型自動車
設置場所		特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の間若しくは場所の前面又は区域、道路の間若しくは場所の必要ない点における道路の中央又は左側の路端

改正前

別表第一（第二条関係） 案内標識		
〔同上〕 警戒標識	〔同上〕	規制標識
種類	番号	表示する意味
〔同上〕	(305の2)	交通法第八条第一項の道路標識により、特定の最大積載量以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車（以下「普通乗用自動車」という。）以外の普通自動車及び専ら人を運搬する構造の中型自動車（以下「中型乗用自動車」という。）以外の中型自動車（特定中型乗用自動車を除く。）、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外
設置場所		特定の最大積載量以上の貨物自動車等の通行を禁止する区域、道路の間若しくは場所の前面又は区域、道路の間若しくは場所の必要ない点における道路の中央又は左側の路端

		車両の種類	
(503 - D)	(503 - C)	と。	普通乗用自動車以外の普通自動車、準中型乗用自動車以外の準中型自動車及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもの、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車が本標識が表示する交通の対象となる車両であることを示すこと。
		規制標識のうち、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「指定方向外進行禁止」及び「特定の種類の車両の通行区分」を表示するもの	規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するものの指示標識のうち、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者

		車両の種類	
(503 - D)	(503 - C)	と。	普通乗用自動車以外の普通自動車及び中型乗用自動車以外の中型自動車（特定中型自動車を除く。）であつてその最大積載量が標示板に表示される重量以上のもの、特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車、大型乗用自動車以外の大型自動車並びに大型特殊自動車（本標識が表示する交通の規制の対象となる車両であることを示すこと。
		規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するものの指示標識のうち、「高齢運転者等標章自動車駐車可」及び「高齢運転者	規制標識のうち、「時間制限駐車区間」を表示するもの

			等標章自動車停車 の「可」を表示するも の

備考

〔一・二 略〕

別表第二（第三条関係）

案内標識

〔略〕

警戒標識

〔略〕

規制標識

〔略〕

指示標識

〔略〕

補助標識

〔略〕

備考

一 本標識板（本標識の標示板をいう。）

〔一〕
〔二〕
〔三〕
〔四〕
〔五〕
〔六〕
〔七〕
〔八〕
〔九〕
〔十〕
〔十一〕
〔十二〕
〔十三〕
〔十四〕
〔十五〕
〔十六〕
〔十七〕
〔十八〕
〔十九〕
〔二十〕
〔二十一〕
〔二十二〕
〔二十三〕
〔二十四〕
〔二十五〕
〔二十六〕
〔二十七〕
〔二十八〕
〔二十九〕
〔三十〕
〔三十一〕
〔三十二〕
〔三十三〕
〔三十四〕
〔三十五〕
〔三十六〕
〔三十七〕
〔三十八〕
〔三十九〕
〔四十〕
〔四十一〕
〔四十二〕
〔四十三〕
〔四十四〕
〔四十五〕
〔四十六〕
〔四十七〕
〔四十八〕
〔四十九〕
〔五十〕
〔五十一〕
〔五十二〕
〔五十三〕
〔五十四〕
〔五十五〕
〔五十六〕
〔五十七〕
〔五十八〕
〔五十九〕
〔六十〕
〔六十一〕
〔六十二〕
〔六十三〕
〔六十四〕
〔六十五〕
〔六十六〕
〔六十七〕
〔六十八〕
〔六十九〕
〔七十〕
〔七十一〕
〔七十二〕
〔七十三〕
〔七十四〕
〔七十五〕
〔七十六〕
〔七十七〕
〔七十八〕
〔七十九〕
〔八十〕
〔八十一〕
〔八十二〕
〔八十三〕
〔八十四〕
〔八十五〕
〔八十六〕
〔八十七〕
〔八十八〕
〔八十九〕
〔九十〕
〔九十一〕
〔九十二〕
〔九十三〕
〔九十四〕
〔九十五〕
〔九十六〕
〔九十七〕
〔九十八〕
〔九十九〕
〔百〕

(六) 車両の種類を略称

規制標識に車両の種類を記載するときは、次の表の上欄に掲げる車両について、それぞれ同表の下欄に掲げる略称を用いる

			等標章自動車停車 の「可」を表示するも の

備考

〔一・二 同上〕

別表第二（第三条関係）

案内標識

〔同上〕

警戒標識

〔同上〕

規制標識

〔同上〕

指示標識

〔同上〕

補助標識

〔同上〕

備考

一 〔同上〕

〔一〕
〔二〕
〔三〕
〔四〕
〔五〕
〔六〕
〔七〕
〔八〕
〔九〕
〔十〕
〔十一〕
〔十二〕
〔十三〕
〔十四〕
〔十五〕
〔十六〕
〔十七〕
〔十八〕
〔十九〕
〔二十〕
〔二十一〕
〔二十二〕
〔二十三〕
〔二十四〕
〔二十五〕
〔二十六〕
〔二十七〕
〔二十八〕
〔二十九〕
〔三十〕
〔三十一〕
〔三十二〕
〔三十三〕
〔三十四〕
〔三十五〕
〔三十六〕
〔三十七〕
〔三十八〕
〔三十九〕
〔四十〕
〔四十一〕
〔四十二〕
〔四十三〕
〔四十四〕
〔四十五〕
〔四十六〕
〔四十七〕
〔四十八〕
〔四十九〕
〔五十〕
〔五十一〕
〔五十二〕
〔五十三〕
〔五十四〕
〔五十五〕
〔五十六〕
〔五十七〕
〔五十八〕
〔五十九〕
〔六十〕
〔六十一〕
〔六十二〕
〔六十三〕
〔六十四〕
〔六十五〕
〔六十六〕
〔六十七〕
〔六十八〕
〔六十九〕
〔七十〕
〔七十一〕
〔七十二〕
〔七十三〕
〔七十四〕
〔七十五〕
〔七十六〕
〔七十七〕
〔七十八〕
〔七十九〕
〔八十〕
〔八十一〕
〔八十二〕
〔八十三〕
〔八十四〕
〔八十五〕
〔八十六〕
〔八十七〕
〔八十八〕
〔八十九〕
〔九十〕
〔九十一〕
〔九十二〕
〔九十三〕
〔九十四〕
〔九十五〕
〔九十六〕
〔九十七〕
〔九十八〕
〔九十九〕
〔百〕

(六) 〔同上〕

〔同上〕

1)とができる。

車両の種類		略称
〔略〕		
特定中型自動車		特定中型
準中型自動車		準中型
〔略〕		
特定中型乗用自動車		特定中乗
準中型乗用自動車		準中乗
〔略〕		
大型乗用自動車以外の大型自動車、中型乗用自動車以外の中型自動車、準中型乗用自動車以外の準中型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車		貨物
〔略〕		
特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車		特定中貨
準中型乗用自動車以外の準中型自動車		準中貨
〔略〕		

〔二〕四 略〕

車両の種類		略称
〔同上〕		
特定中型自動車		特定中型
〔項を加える。〕		
〔同上〕		
特定中型乗用自動車		特定中乗
〔項を加える。〕		
〔同上〕		
大型乗用自動車以外の大型自動車、中型乗用自動車以外の中型自動車及び普通乗用自動車以外の普通自動車		貨物
〔同上〕		
特定中型乗用自動車以外の特定中型自動車		特定中貨
〔項を加える。〕		
〔同上〕		

〔二〕四 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。